

2023 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題：民事訴訟法

(配点：80 点)

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆 (HB か B)、シャープペンシル (B)、黒ボールペン又は万年筆 (黒インク) を使用すること。

(民事訴訟法)

第1問

Xは、Yと消費貸借契約（以下、「本件契約」という。）を締結し、Yから300万円を借りたが、まず150万円をYに弁済し（以下、「①弁済」という。）、その後50万円を弁済した（以下、「②弁済」という。）ので、本契約に基づく債務の残額は100万円であると主張する。これに対して、Yは、本件契約の締結を認めるものの、Xから①弁済も②弁済も受けていないと主張する。そこで、Xは、Yを被告として、本件契約に基づく債務は100万円を超えて存在しないことの確認の訴え（以下、「本件訴訟」という。）を提起した。これを前提に、以下の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：40点)

問1 判例によれば、裁判所は、証拠調べの結果、①弁済の事実の存在は認められるが、②弁済の事実の存在は認められないとの心証を抱いた場合、どのような内容の判決を言い渡すべきか。また、その判決が確定した場合、どの事項について既判力が発生するか。

問2 本件訴訟の係属中、Yは、別の訴訟法上の裁判所に対して、Xを被告として、本件契約に基づく300万円の貸金の返還を求める訴えを提起した。このYの訴えは適法であるか。

(民事訴訟法)

第2問

XはYに対して貸金債権500万円（ α 債権）の支払いを求める訴えを提起した。Yは、第1回口頭弁論期日において、 α 債権の成立を争うとともに、①仮に α 債権が成立しているとしても、全額を弁済した、②Xに対して有する500万円の金銭債権（ β 債権）を自働債権、 α 債権を受働債権として相殺の意思表示をする、と主張した。これを前提に、以下の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：40点)

問1 裁判所は、 α 債権全額の成立を認めた上で、①の主張の当否を判断することなく、②の意思表示がなされたことを理由として、Xの請求を全部棄却する判決を下した。このような判決をすることは適法か。

問2 Xは、第2回口頭弁論期日において、Yに対して有する500万円の金銭債権（ γ 債権）を自働債権、 β 債権を受働債権とする相殺の意思表示をし、これによりYの②の主張には理由がなくなると主張した。裁判所は、この主張をどのように扱うべきか。

<出題の趣旨等 2023年度 民事訴訟法>

〔出題の趣旨〕

第1問は、問1では債務不存在確認訴訟の訴訟物と既判力の範囲について、問2では重複起訴の成否について問うている。第2問は、問1では訴訟上の相殺の抗弁の審理順序について、問2ではいわゆる反対相殺の再抗弁の許否について問うている。いずれの問題も、訴訟物、既判力、訴訟要件、訴訟行為に関する基本的な知識と論述能力を試している。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的な学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問（計40点）

問1 20点

問2 20点

第2問（計40点）

問1 20点

問2 20点

合計80点

〔採点基準〕

・第1問について

問1では、一定額を超える債務の不存在の確認を求める訴訟における申立事項と判決事項、および、当該訴訟における既判力の範囲について、具体的な事例にそくして説明することが求められる。

問2では、一定額を超える債務の不存在確認訴訟係属中に、同一債務全額の給付の訴えが提起された場合の重複起訴の成否について、自己の見解にそくして、どのような帰結となるのかを説明することが求められる。

・第2問について

問1では、訴訟上の相殺の抗弁の成否が弁済の抗弁の成否より先に審理判断することができるかどうかについて、その理由を含めて適切に説明することが求められる。

問2では、原告が被告に対して有する訴求債権（ α 債権）とは別の債権（ γ 債権）をもって、被告が訴求債権（ α 債権）との訴訟上の相殺の抗弁に供した債権（ β 債権）とを相殺する旨の陳述を口頭弁論期日において行うことができるか否かについて、訴訟上の相殺の抗弁の特質を踏まえて説明することが望まれる。

以上